

改正森林法に基づく森林計画の見直し

新たな森林計画制度の体系

無秩序な伐採、造林未済地の防止強化

一般の森林所有者に対する措置

- ・災害の発生や環境保全上の支障等のおそれがあると認められるとき、無届伐採を行った者に対する伐採の中止や造林についての命令を新設

早急に間伐を実施するための制度の拡充

要間伐森林所有者等に対する措置

- ・要間伐森林である旨の通知を新設
- ・所有者が必要な間伐等を行わない場合の施業代行を行いやすくする仕組みを構築（所有者が不確知な場合への対応も含め措置）

施業に必要な土地権利設定手続の改善

一般の森林所有者に対する措置

- ・路網等の設置のために、所有者等が不明な場合でも、他人の土地について使用権を設定できるよう、手続を見直し

森林・林業基本計画

全国森林計画

- ・森林・林業政策のビジョン、森林の整備・保全の実現のためのルール・ガイドラインを分かり易く提示（皆伐や更新の考え方）

地域森林計画

- ・森林施業の基本的な方法を明示（皆伐や更新に関する基準・指針を設定）
- ・記載内容の簡素化

市町村森林整備計画のマスタープラン化

市町村森林整備計画

- ・新たなゾーニングの導入
- ・皆伐や更新基準及びその適用範囲を明示
- ・路網計画・図面計画化
- ・森林経営計画の認定基準

森林経営計画の創設

森林経営計画

- ・森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、作業路網や森林の保護に関する事項も含めた計画を作成

森林の土地の所有者の届出義務の新設

一般の森林所有者に対する措置

- ・新たに林地を取得した場合には、市町村長に届出（ただし、国土利用計画法に基づく届出（1ha以上の売買）を行った場合には、届出不要）

森林所有者情報の共有の推進

行政機関における措置

- ・都道府県、市町村において、①土地売買等の届出、不動産登記簿等の情報の内部利用、②登記所等の他の行政機関の保有する情報の提供の依頼が可能

計画作成者を対象とする直接支払の導入

認定森林所有者等に対する措置

- ・集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を直接支払う森林管理・環境保全直接支払制度を創設

市町村森林整備計画のマスタープラン化

- 市町村は、地域の実情に応じた効率的な路網整備や集約化施業を推進するための森林のマスタープランとして、市町村森林整備計画を作成
- また、地域の森林行政の責任者として、森林経営計画の認定、伐採造林届出の処理、要間伐森林制度の運用等により、地域の森林の多面的機能の十全な発揮を図る必要
- これらに係る行政事務は、フォレスターによる適切な技術的支援を受けながら推進

1 計画作成・実施方法の改善

学識経験者の意見聴取

- ・ フォレスターによる適切な技術的支援を受けながら地域の実情に応じて市町村森林整備計画を作成

計画内容の図示化

- ・ ゾーニング、路網整備計画等について分かりやすく図示化

森林経営計画の作成の推進

- ・ フォレスターが森林施業プランナーを指導しつつ、森林経営計画の作成を推進

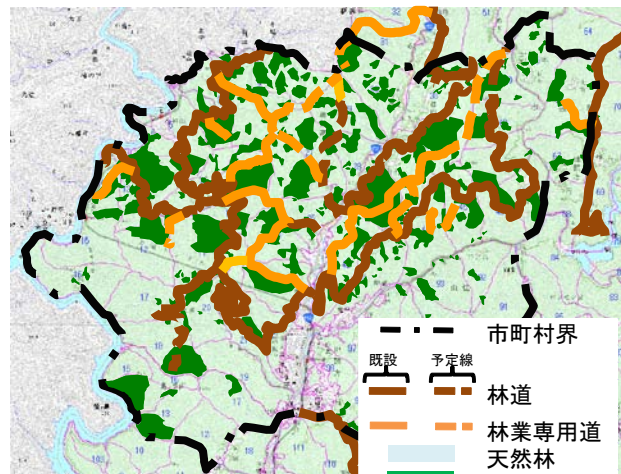
2 計画内容の充実

森林の施業や保護の規範を明示

- 森林の施業に関する事項
 - ・ 地域森林計画に定められる伐採、造林、間伐、保育の基本的な方法を踏まえ、地域の森林に適用される具体的な施業基準
 - ・ 更新に関する基準の適用範囲（天然更新の基準を記載）
- 森林の保護に関する事項
 - ・ 森林病虫害の駆除・予防対策、野生鳥獣害の予防等の対策
 - ・ 防火線、防火道の設置など森林火災の予防に関する事項
 - ・ 火入れの時期、方法など火入れを実施する場合の留意事項

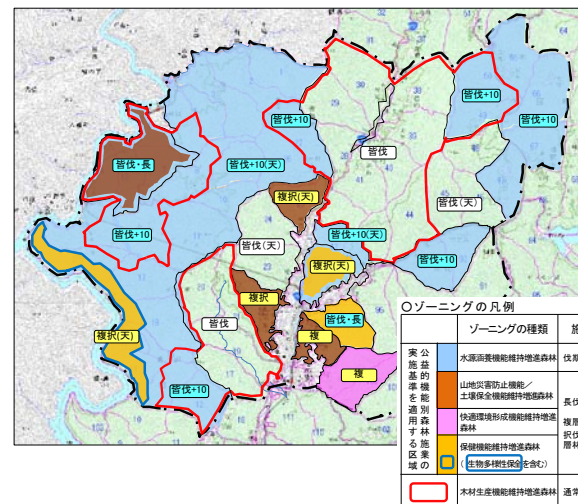
路網整備の計画

- ・ 地域森林計画における林道の整備計画等を踏まえ、
 - ① 路網整備等推進区域を設定（林業専用道等の線形の概略を図面に記載）
 - ② 路網整備水準を計画書に記載



新たなゾーニングの導入

- ・ 国が一律に定める3機能区分を廃止し、市町村が主体的に森林の諸機能等を踏まえた森林の区域を設定
 - ① 機能別としたことできめ細かい区域の設定が可能
 - ② 生物多様性の保全にも適切に対応
 - ③ 木材生産機能と水源涵養機能の重複も可能



面的規律の強化

- 森林経営の促進に関する事項
 - ・ 施業放棄森林を含めた森林の経営の受託の促進の考え方
 - ・ 経営受託など森林経営の規模拡大の促進方策

間伐を実施すべき森林のリスト化

- ・ 間伐の実施状況を踏まえ、計画に定める「間伐の標準的な方法」により計画期間中に間伐を実施すべき森林をリスト化（拡充された要間伐森林制度の適切な運用と合わせて間伐を推進）

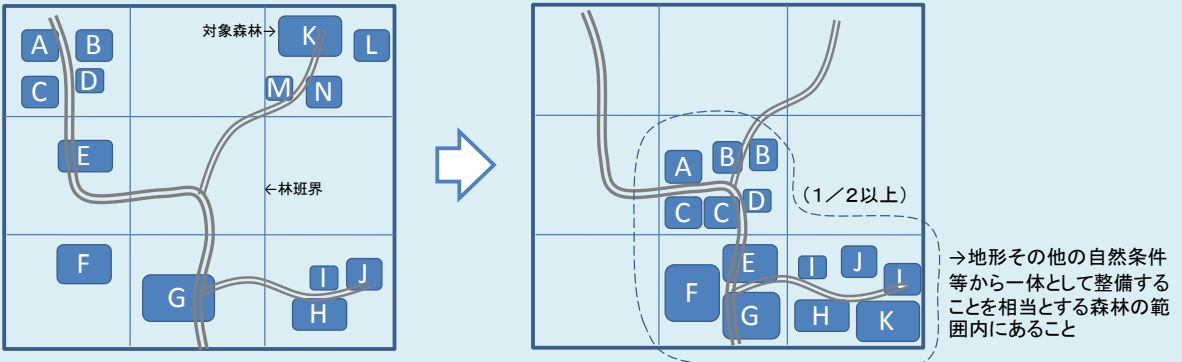
○ 意欲と能力のある者による効率的かつ持続的な森林経営の実現

効率的で持続的な森林経営を行う仕組み

○ 森林経営計画の作成

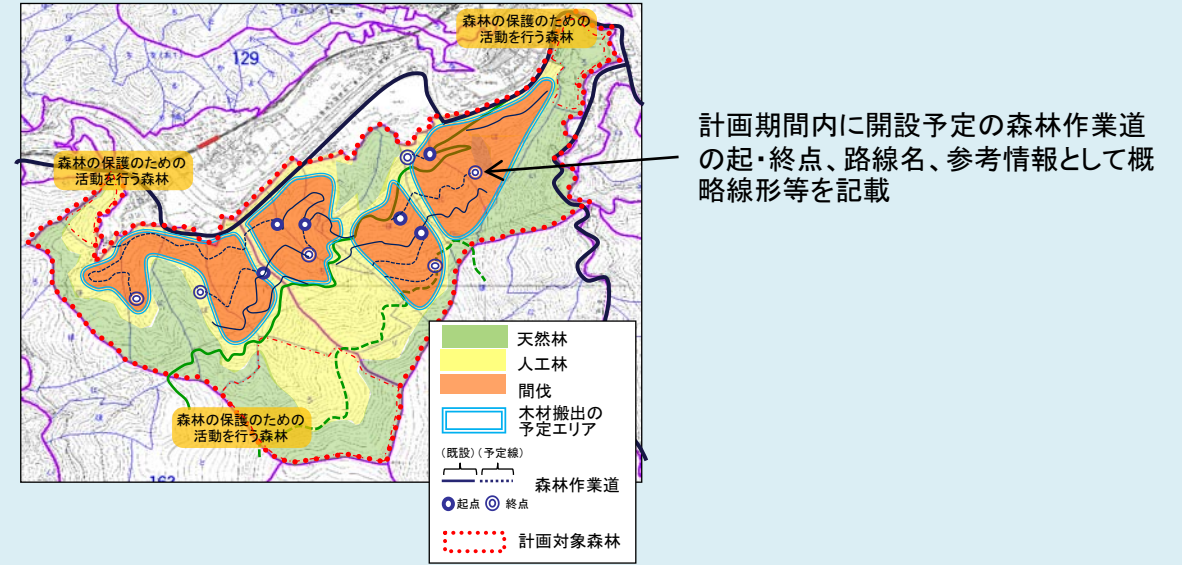
森林経営の責任の明確化 = 自ら森林経営を行う森林所有者又は森林経営の受託者による計画作成・事業実行

面的規律の強化 = 林班又は連たんする複数林班単位での計画作成(集約化施業の外縁を明確化)



継続性の確保 = 計画対象森林が林班又は連たんする複数林班で明確になることにより同一箇所での継続的な計画作成

路網整備の推進 = 作業路網等の設置及び維持運営に関する計画事項の追加



○ 森林経営の受委託の促進

森林経営単位の規模の拡大 = 集約化施業のより効率的な実施に当たって、施工地レベルの集約化に加えて、森林経営の受委託の拡大が必要であることについて普及啓発

森林経営の受委託の継続 = 開設した森林作業道の維持運営を通じて受委託契約を継続することにより、安定的な林業経営の基盤の構築

意欲と能力のある者の適正な競争を通じた効率化

○ 計画作成段階の取組

計画作成に要する負担の軽減 = 森林情報の開示の促進
・直払(ソフト)による計画作成経費の支援

○ 補助金受領段階の取組

直払(ハード)と森林経営計画の連動 = 実質森林組合に限定されていた補助金の受領者について、計画作成者であれば誰でも補助金の受領者になりうることを徹底

経費精算の仕組みの見直し = 事業経費や木材販売代金に関する会計処理の透明化

○ 事業実行段階の取組

事業発注者による事業体の選択 = 林業事業体を登録・評価する仕組みの導入

事業実行の効率性の向上 = 施工地ごとの単価や事業費を公表する仕組みの構築

員外利用の厳格化 = 本業優先のルールに基づく森林組合の指導強化

効率的な事業実行による山元への収益の還元

利用間伐の推進 = 路網整備による効率的な間伐材の搬出・有効利用

(参考)利用間伐の収支 (平成23年3月29日林政審議会 資料4「林業構造の展望」より抜粋)

間伐(現状)		間伐(10年後)	
【素材生産量等】		【素材生産量等】	
素材生産量	55 m ³ /ha	素材生産量	55 m ³ /ha
森林作業道開設	130 m/ha	森林作業道開設	0 m/ha
【労働生産性等】		【労働生産性等】	
生産性	3.3 m ³ /人日	生産性	10.1 m ³ /人日
作業員の件数	16 千円/人日	作業員の件数	21 千円/人日
【間伐収支】		【間伐収支】	
収支	45 千円/ha	収支	73 千円/ha
補助金なしの場合	▲336 千円/ha	(補助金なし)	

(現状であっても、一定程度の素材生産量を確保できれば、利用間伐により収益を確保することが可能)

行政が保有する森林所有者情報の利用の推進について

